

# 2017年版「税務手帳」追録

---

(平成29年6月1日現在)

**編集 日本税理士会連合会**

東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館8階  
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

**発行 株式会社 中央経済社**

# 目 次

## ●平成29年度税制改正

①	国税通則法	1
②	法人税	2
③	所得税	16
④	相続税・贈与税	22
⑤	登録免許税・印紙税	25
⑥	消費税	27
⑦	地方税	28

## ●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

29

## ●平成29年度税制改正

### 1 国税通則法

---

#### 1. 国税の犯則調査手続

電磁的記録に係る証拠収集手続について、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができる等の措置を講ずる等の見直しを行うとともに、その規定を国税通則法（現行：国税犯則取締法）に編入する。

（注）平30.4.1から施行する。

#### 2. 国税犯則取締法

国税犯則取締法は、廃止する。

（注）平30.3.31以前にした違反行為に係る通告処分等については、従前どおりとする。

#### 3. 口座振替納付

口座振替納付に係る金融機関に対する依頼手続について、一定の通知により行うことができることとする。

（注）平30.1.1以後に納付する国税について適用する。

#### 4. 第二次納税義務

合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとする。

(注) 平30.1.1以後に滞納となった国税について適用する。

## ② 法人税

---

※以下、(注)があるものを除き、平29.4.1以後適用される。

### 1. 災害特例の常設化

#### (1) 仮決算の中間申告による還付制度

災害のあった日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額(災害損失金額を限度)を還付することとする。

#### (2) 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度

災害のあった日から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告:2年)以内に開始した還付所得事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとする。

また、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%を併せて還付することとする。

#### (3) 被災代替資産等の特別償却制度

① 特定非常災害に係る特定非常災害発生日から5年を経過する日までの間に、被災代替資産等の取得等をして

事業の用に供した場合には、特別償却ができることとする。

- ② 平29.4.1前1年以内に終了した事業年度に取得等をして事業の用に供した特例被災代替資産等については、一定の要件の下、その特例被災代替資産等に係る特別償却限度額に相当する金額を特別償却不足額等とみなして、償却限度額を計算することができることとする。

(4) 中間申告書の提出

法人税及び地方法人税の中間申告書の提出について、通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。

(5) 災害等による期限の延長

災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等をする事ができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、その期限を延長することができることとする。

- (6) 被災代替資産等の特別償却制度の適用を受けた特別償却対象資産に係る特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととする。

## 2. 研究開発税制

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

- ① 試験研究費の額に乗ずる税額控除割合を次のとおりとする。

(イ) 増減試験研究費割合が5%を超える場合

$$9\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3\}$$

(注) 10% (\*) を上限

(\*) 平29.4.1 から平31.3.31までの間に開始する  
各事業年度は、14%

(ロ) 増減試験研究費割合が5%以下である場合

$9\% - \{(5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1\}$

(注) 6%を下限

- ② 税額控除上限額について、平29.4.1 から平31.3.31までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とする。

調整前法人税額の25%相当額 + 調整前法人税額 ×  
 $\{( \text{試験研究費割合} - 10\% ) \times 2\}$  (注)

(注) 2を乗じた割合は10%を上限

(2) 中小企業技術基盤強化税制

- ① 平31.4.1 以後に開始する各事業年度において、適用除外事業者は適用対象から除外する。

- ② 税額控除割合及び税額控除上限額について、平29.4.1 から平31.3.31までの間に開始する各事業年度において、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。

(イ) 税額控除割合 (注) =  $12\% + \{( \text{増減試験研究費割合} - 5\% ) \times 0.3\}$

(注) 17%を上限

(ロ) 税額控除上限額 = 調整前法人税額の35%相当額

- ③ 税額控除上限額について、平29.4.1 から平31.3.31までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とする。

調整前法人税額の25%相当額 + 調整前法人税額 ×  
 $\{( \text{試験研究費割合} - 10\% ) \times 2\}$  (注)

(注) 2を乗じた割合は10%を上限

- (3) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度

試験研究費の増加額に係る税額控除制度を廃止し、平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限を平31.3.31まで2年延長する。

- (4) 特別試験研究費の額に係る税額控除

特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用を自己が負担する場合について、対象費用の限定を廃止し、研究に要した費用のうち確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされたものとする。

- (5) 試験研究費の範囲

対象となる試験研究費に、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の費用を追加する。

### 3. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得等をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その特定事業用機械等の取得価額（100億円を限度）の40%（建物・附属設備・構築物は20%）相当額の特別償却又は取得価額の4%（建物・附属設備・構築物は2%）相当額の特別控除ができることとする。

(注) 企業立地促進法一部改正法の施行の日以後に取得等をする特定事業用機械等について適用する。

#### 4. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除

中小企業者等が、指定期間内に、特定経営力向上設備等の取得等をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、即時償却又は取得価額の7%（一定の法人については、10%）相当額の特別控除ができることとする。

#### 5. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除

適用除外の範囲について、発電事業者に該当する事業者のうち次の法人が発電の用に供した場合とする。

- (1) 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者のいずれかに該当するもの
- (2) 200万kwを超える大規模な発電を行うもの

#### 6. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除

次のとおり見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 特定生産性向上設備等に係る即時償却を廃止する。
- (2) 対象資産から器具及び備品を除外する。
- (3) 特定生産性向上設備等に係る特定中小企業者等に対する税額控除割合の上乗せ及び特定中小企業者等以外の法人に対する税額控除の選択適用を廃止する。
- (4) 特別税額控除額について、本制度、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別控除を合計して調整前法人税額の20%相当額を限度とする。

## 7. 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別控除

- (1) 投資規模要件の引下げ措置の適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除外する。

(注) 平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

- (2) 平29.4.1から平30.3.31までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした特定建物等の税額控除限度額をその取得価額の4%（移転型計画である場合には7%）相当額とする。

## 8. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別控除

特別税額控除額について、本制度、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別控除を合計して調整前法人税額の20%相当額を限度とした上、適用期限を2年延長する。

## 9. 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除

拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例について、地方事業所税額控除限度額を次の算式により計算した金額の合計額とする。

- (1)  $30\text{万円} \times \text{地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数}$
- (2)  $20\text{万円} \times \text{次の①及び②の合計数}$ 
  - ①  $\text{新規雇用者総数} - \text{特定新規雇用者数}$ （新規雇用者総数  $\times 40\%$ 相当数に達するまで）
  - ②  $\text{地方事業所基準雇用者数} - \text{新規雇用者総数}$

- (3)  $10\text{万円} \times \{ \text{新規雇用者総数} - \text{特定新規雇用者数} - (\text{新規雇用者総数} \times 40\%) \}$

## 10. 雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除

### (1) 中小企業者等

平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合には、税額控除限度額を、雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%を加算した金額とする。

### (2) 中小企業者等以外の事業者

平均給与等支給額に係る要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとする。また、税額控除限度額を、雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%を加算した金額とする。

## 11. 法人税額の特別控除に係る申告要件

当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限って適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする制度について、納税者の立証すべき事項（試験研究費の額、適用対象資産の取得価額等）及び当初申告が必要であることが明確化されるとともに、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにする。

(注) 平29.4.1以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は同日以後にされる更正に係る

る事業年度分の法人税について適用する。

## 12. 中小企業等の貸倒引当金の特例

次のとおり見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

- (1) 公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増率を10%に引き下げる。
- (2) 適用対象から適用除外事業者に該当するものを除外する。

(注) (2)は平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

## 13. 土地の譲渡等がある場合の特別税率

- (1) 対象となる土地の譲渡等のうちその有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資の譲渡から適格株式分配による移転を除外した上、適用停止措置の期限を3年延長する。
- (2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について適用停止措置の期限を3年延長する。

## 14. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

適用対象の見直しを行った上、適用期限を3年延長する。

## 15. 適格分割及び現物分配の整備、適格株式分配の創設

- (1) 適格分割に、単独新設分割型分割で、分割法人の分割前に行う事業を分割承継法人において独立して行うための分割として、一定の要件に該当するものを追加する。
- (2) 株式分配・適格株式分配の創設等

### ① 株式分配

現物分配のうち、完全子法人のその発行済株式等の全

部が移転するものを株式分配と定義する。

## ② 適格株式分配

完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として、一定の要件に該当するものを適格株式分配とする。

## 16. 適格株式交換等

- (1) 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置付け、これらのうち、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件に該当するものと適格株式交換を併せて、適格株式交換等とする。
- (2) 適格株式交換等に該当しない株式交換等に係るその対象法人を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象に追加する。
- (3) 適格株式交換等に該当する株式交換等に係るその対象法人を、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外する。

(注) 平29.10.1以後に行われる組織再編成について適用する。

## 17. 組織再編成の適格要件

- (1) 吸収合併及び株式交換の対価に関する適格要件

合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式等の3分の2以上に相当する数等を有する場合におけるその他の株主等に対して交付する資産を除外して判定することとする。

- (2) 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。
- (3) 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資に係る株式の保有関係の適格要件
- 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資の後に分割承継法人及び被現物出資法人を完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合には、適格株式分配後の完全支配関係の継続を不要とする。
- (4) 分割型分割における株式の保有関係について、分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者による支配関係の継続を不要とする。
- (5) 共同で事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、組織再編成の対価として支配株主に交付される株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていることとする。
- (6) その他組織再編成の適格要件について所要の見直しを行う。
- (注) 平29.10.1以後に行われる組織再編成について適用する。

## 18. 役員給与の損金不算入制度

### (1) 定期同額給与の見直し

定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額である場合には、同額であるものとみなすこととする。

(2) 事前確定届出給与の見直し

- ① 所定の時期に確定した数の適格株式を交付する給与を対象に追加する。
  - ② 所定の時期に確定した数の適格新株予約権を交付する給与を対象に追加するとともに、将来の役務提供に係る新株予約権による給与の税務署長への届出を不要とする。
  - ③ 利益その他の業績を示す指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。
- (3) 一定の業績連動給与を損金の額に算入する。
- (4) 退職給与で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち業績連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは、全額を損金不算入とする。
- (5) 所定の時期に、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額は、交付決議時価額とする。

19. 確定申告書の提出期限の延長

- (1) 定款等の定め又はその法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合に適用を受けることができることとし、税務署長は、申請に基づき、確定申告書の提出期限を1月間延長することができることとする。
- (2) 次の①又は②の場合、延長期間はそれぞれ次のとおりとする。

- ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合：その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間
- ② 上記(1)の特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合：税務署長が指定する月数の期間

## 20. 中小企業向けの租税特別措置の適用要件

次の措置について、適用対象から、中小企業者のうち適用除外事業者（租税特別措置の適用を受ける事業年度開始の日前3年以内の平均所得金額が15億円を超える法人）を除外する。

- (1) 試験研究を行った場合の税額控除
- (2) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- (3) 特定設備等の特別償却制度に係る公害防止用設備の特別償却
- (4) 特定設備等の特別償却制度に係る自動車教習用貨物自動車の特別償却
- (5) 被災代替資産等の特別償却制度

また、中小企業等の貸倒引当金の特例制度について、適用対象から、適用除外事業者を除外する。

(注) 平31.4.1以後に開始する事業年度から適用する。

## 21. 営業権の償却方法

営業権の償却限度額の計算について、営業権を事業の用に供した事業年度においては、月割計算を行うこととする。

## 22. 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度

- (1) 役務提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える。
- (2) 譲渡制限付株式を対価とする費用について、給与等課税額が生ずることが確定した日（現行：給与等課税事由が生じた日）において役務提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用する。
- (3) 非居住者に対して交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与等課税額が生ずることが確定した日において役務提供を受けたこととする。

（注）平成29.10.1以後に交付に係る決議をする譲渡制限付株式又は新株予約権について適用する。

## 23. 時価評価制度

- (1) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外する。

（注）平29.10.1以後に終了する事業年度終了の時に有する資産について適用する。

- (2) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外する。

（注）平29.10.1以後に行われる非適格株式交換等について適用する。

## 24. 適用期限の延長・適用の廃止

- (1) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例，投資法人に係る課税の特例，退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長する。
  - ① 中小企業者等の法人税率の特例
  - ② 特定設備等の特別償却
  - ③ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
  - ④ 共同利用施設の特別償却
  - ⑤ 特定地域における工業用機械等の特別償却における過疎地域に係る措置
  - ⑥ 医療用機器の特別償却
  - ⑦ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別控除
  - ⑧ 沖縄の認定法人の課税の特例
- (3) 新事業開拓事業者投資損失準備金，農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を1年延長する。
- (4) 次に掲げる租税特別措置を廃止する。
  - ① サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却
  - ② 特定事業再編投資損失準備金

## 25. 外国子会社合算税制

適用対象となる内国法人に，外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人を追加する等の見直しを行い，外国関係会社の平30.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用する。

### ③ 所得税

#### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除

- (1) 配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

- (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、その控除額を次のとおりとする。

#### ① 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控 除 額
38万円超85万円以下	38万円
85万円超90万円以下	36万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

② 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円
85万円超90万円以下	24万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	13万円
85万円超90万円以下	12万円
90万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

(注) 平成30年分以後の所得税について適用する。

## 2. 積立NISAの創設

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）を創設し、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA）と選択して適用できることとする。

- ① 非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から20年を経過するまでの間に支払を受けるべき上場等株式投資信託の配当等

については、所得税を課さない。

- ② 非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から20年を経過するまでの間に上場等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、譲渡による損失金額は、ないものとみなす。

- (2) 他年分非課税管理勘定が設けられた日から5年を経過した日に新たに設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、その移管に係る払出し時の金額の上限額を撤廃する。

(注) 平29.10.1から施行する。

### 3. 特定口座異動届出書

特定保管勘定又は特定信用取引等勘定の設定又は廃止をする場合に提出する特定口座異動届出書について、当該届出書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととする。

### 4. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除

適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等に要した費用に相当する住宅借入金等を加える。

### 5. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除

- (1) 適用対象となる工事に耐久性向上改修工事等で住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものを加えると

ともに、その控除額を標準的な工事費用相当額の合計額（250万円（一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、350万円）を限度）の10%に相当する金額とする。

- (2) 住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合における控除額は、標準的な工事費用相当額の合計額（500万円（一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、600万円）を限度）の10%に相当する金額とする。
- (3) 一般断熱改修工事等を行った個人が、3年内に行った一般断熱改修工事等に係る本特例の適用を受けている場合には、当該特例は適用しない。

## 6. 住宅借入金等を有する場合の特別控除

- (1) 給与所得者等が使用者等から使用人である地位に基づいて貸付けを受けた住宅借入金等のうち、本特例の適用対象とならない住宅借入金等に係る利率を0.2%未満（改正前：1%未満）に引き下げる。
- (2) 適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事等又は居室の窓の断熱改修工事等と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事等で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上すること等の要件を満たすものを加える。
- (3) 増改築等工事証明書及び住宅耐震改修証明書の様式を統一する。

（注） 上記(1)の改正は、平29.1.1以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用する。

- (4) 適用を受ける家屋（従前家屋）が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、居住の用に供する

ことができなくなった年以後の従前家屋に係る適用年について税額控除の適用を受けることができる措置を講じる。

(注) 災害により平28.1.1以後に従前家屋を居住の用に供することができなくなった個人の平成29年分以後の所得税について適用する。

## 7. みなし配当

株式分配が配当所得の対象から除外された上、法人の株主等が適格株式分配に該当しない株式分配により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分の金額を超える部分の金額は、配当等とみなす等の措置を講じる。

## 8. 医療費控除

適用を受ける者は、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該明細書に係る医療費の領収書の提示又は提出を求めることができることとする。

(注) 平成29年分以後の確定申告書を平30.1.1以後に提出する場合について適用され、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできる。セルフメディケーション税制についても、上記と同様の改正を行う。

## 9. 一般株式等又は上場株式等に係る譲渡所得等

法人の株主等がその法人の行った株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとする。

## 10. 災害に関する税制上の措置等

(1) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、その適用を受ける者が、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間等内に買換資産等の取得等を行うことが困難となった場合には、税務署長の承認等の一定の要件の下、予定期間等を2年の範囲内で延長する措置を講じる。

(2) 被災代替資産等の特別償却の特例

個人が、特定非常災害に係る特定非常災害発生日からその翌日以後5年を経過する日までの間に、減価償却資産でその特定非常災害に基因してその個人の事業の用に供することができなくなった建物等、構築物若しくは機械装置に代わるものの取得等をしてその個人の事業の用に供した場合又は一定の減価償却資産の取得等をして被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合には、これらの被災代替資産等につき、被災代替資産等ごとの償却割合を乗じて計算した金額の特別償却ができることとする。

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、対象資産等の見直しをした上、適用期限を4年延長する。

#### 4 相続税・贈与税

---

##### 1. 取引相場のない株式等の評価

###### (1) 類似業種比準方式

- ① 類似業種の株価について、課税時期の属する月以前2年間の平均株価を選択できることとする。
- ② 類似業種の配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）について、連結決算を反映させたものとする。
- ③ 配当金額、利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の比重を1：1：1とする。

###### (2) 会社規模の判定基準

大会社及び中会社の総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）、従業員数及び直前期末以前1年間における取引金額について、近年の上場会社の実態に合わせて改正する。

##### 2. 納税義務の範囲

- (1) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないこととする。
- (2) 被相続人等及び相続人等が在留資格をもって一時的滞在をしている場合等の相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。
- (3) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を

有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

(注) 贈与税の納税義務についても同様とする。

### 3. 相続税の物納

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を第一順位とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とすることとする。

### 4. 特定非常災害

特定非常災害が発生した場合において、特定非常災害発生日前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で特定非常災害発生日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、被災者生活再建支援法が適用される区域内の土地等及び一定の非上場株式等で当該災害発生日に有していたものの価額は、特定非常災害の発生直後を基準とした価額とすることができることとする。また、この特例の適用を受ける場合において、特定日の前日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を特定日まで延長することとする。

(注) 平29.1.1以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

### 5. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例措置

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与

## 税の非課税措置

- ① 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、当該贈与を受けた年の翌年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実にあると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合又は同日までに住宅用家屋を取得して本制度の適用を受けようとしていた場合において、その住宅用家屋が災害により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなくなったときは、居住要件を免除する。
- ② 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、当該贈与を受けた年の翌年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実にあると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年12月31日までにその居住の用に供することができなかったときは、その居住期限を当該贈与を受けた年の翌々年12月31日まで延長する。
- ③ 贈与により金銭を取得した者が、その金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて新築等をする場合においては、災害に基因するやむを得ない事情により当該贈与を受けた年の翌年3月15日までに新築等ができなかったときであっても、当該贈与を受けた年の翌々年3月15日までに新築等をしたときは、本制度の適用を受けることができることとする。
- ④ 本制度の適用を受けた者の住宅用家屋が被災者生活再建支援法が適用される自然災害により滅失等をした場合において、その者がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするときは、再

度本制度の適用を受けることができることとする。

- (2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例についても(1)と同様の措置を講ずる。

(注) 平29.1.1以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 6. 事業承継税制

- (1) 本制度の適用を受ける場合であっても相続時精算課税制度の適用を受けることができることとする。
- (2) 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、雇用確保要件等の緩和、猶予税額の全部又は一部の免除等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平29.1.1以後に取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

- (3) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時等の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、切り捨てる（現行：切り上げる）。ただし、相続開始時等の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。

## 5 登録免許税・印紙税

### 1. 登録免許税の特例措置の延長

- (1) 土地の売買による所有権の移転登記等の税率軽減措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 以下の税率軽減措置の適用期限を3年延長する。
- ① 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率軽減措置

- ② 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率軽減措置
- ③ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率軽減措置

## 2. 自然災害等に係る印紙税の非課税措置

- (1) 被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税

平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする。

- (2) 特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税

- ① 地方公共団体又は政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

公的貸付機関等が、平成28年4月1日以後に発生した指定災害による被害者に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う災害特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税を非課税とする。

- ② 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

銀行、信用金庫などの金融機関が、平成28年4月1日以後に発生した指定災害の被災者を対象として、新たに設けた特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」について、印紙税を非課税とする。

## 6 消費税

---

### 1. 仮想通貨の譲渡

- (1) 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とするとともに、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものとする。
- (2) 事業者（平29.6.30の属する課税期間において免税事業者である事業者を除く。）が、同日に100万円（税抜き）以上の仮想通貨（国内において譲り受けたものに限る。）を保有する場合において、同日に保有する仮想通貨の全部又は一部の種類について、その種類ごとの保有数量が平29.6.1から同月30日までの間の各日の当該種類ごとの平均の保有数量に対して増加したときは、その増加した種類のその増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする経過措置を設けるほか、所要の経過措置を設ける。

（注）平29.7.1から施行する。

### 2. 特定非常災害

特定非常災害の被災者である事業者が、国税庁長官が定める日（指定日）までに消費税の課税事業者選択届出書等を提出した場合には、本来の提出期限までに提出したこととし、課税事業者等を選択した場合の2年間の継続適用等の要件は適用しないこととする。

（注）平29.4.1以後に指定日が到来する特定非常災害について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 7 地方税

---

### 1. 居住用超高層建築物に係る固定資産税

人の居住の用に供する専有部分にあっては、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずる。

# ●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成29年9月分～)

(単位：円)

標準報酬 等級	報酬月額 月額(A)	報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会) 各都道府県別		厚生年金保険料率 (一般の被保険者) 18.3%	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000		～63,000	標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額	左欄の金額に50%を乗じる		
2	68,000		63,000～73,000				
3	78,000		73,000～83,000				
4(1)	88,000		83,000～93,000			16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000		93,000～101,000			17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000		101,000～107,000			19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000		107,000～114,000			20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000		114,000～122,000			21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000		122,000～130,000			23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000		130,000～138,000			24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000		138,000～146,000			25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000		146,000～155,000			27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000		155,000～165,000			29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000		165,000～175,000			31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000		175,000～185,000			32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000		185,000～195,000			34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000		195,000～210,000			36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000		210,000～230,000			40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000		230,000～250,000			43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000		250,000～270,000			47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000		270,000～290,000			51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000		290,000～310,000			54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000		310,000～330,000			58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000		330,000～350,000			62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000		350,000～370,000			65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000		370,000～395,000			69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000		395,000～425,000			75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000		425,000～455,000			80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000		455,000～485,000			86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000		485,000～515,000			91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000		515,000～545,000			96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000		545,000～575,000			102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000		575,000～605,000			107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000		605,000～635,000			113,460.00	56,730.00
35	650,000		635,000～665,000				
36	680,000		665,000～695,000				
37	710,000		695,000～730,000				
38	750,000		730,000～770,000				
39	790,000		770,000～810,000				
40	830,000		810,000～855,000				
41	880,000		855,000～905,000				
42	930,000		905,000～955,000				
43	980,000		955,000～1,005,000				
44	1,030,000		1,005,000～1,055,000				
45	1,090,000		1,055,000～1,115,000				
46	1,150,000		1,115,000～1,175,000				
47	1,210,000		1,175,000～1,235,000				
48	1,270,000		1,235,000～1,295,000				
49	1,330,000		1,295,000～1,355,000				
50	1,390,000		1,355,000～				

\*詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

# 都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成29年3月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.22	11.87	滋賀県	9.92	11.57
青森県	9.96	11.61	京都府	9.99	11.64
岩手県	9.82	11.47	大阪府	10.13	11.78
宮城県	9.97	11.62	兵庫県	10.06	11.71
秋田県	10.16	11.81	奈良県	10.00	11.65
山形県	9.99	11.64	和歌山県	10.06	11.71
福島県	9.85	11.50	鳥取県	9.99	11.64
茨城県	9.89	11.54	鳥根県	10.10	11.75
栃木県	9.94	11.59	岡山県	10.15	11.80
群馬県	9.93	11.58	広島県	10.04	11.69
埼玉県	9.87	11.52	山口県	10.11	11.76
千葉県	9.89	11.54	徳島県	10.18	11.83
東京都	9.91	11.56	香川県	10.24	11.89
神奈川県	9.93	11.58	愛媛県	10.11	11.76
新潟県	9.69	11.34	高知県	10.18	11.83
富山県	9.80	11.45	福岡県	10.19	11.84
石川県	10.02	11.67	佐賀県	10.47	12.12
福井県	9.99	11.64	長崎県	10.22	11.87
山梨県	10.04	11.69	熊本県	10.14	11.79
長野県	9.76	11.41	大分県	10.17	11.82
岐阜県	9.95	11.60	宮崎県	9.97	11.62
静岡県	9.81	11.46	鹿児島県	10.13	11.78
愛知県	9.92	11.57	沖縄県	9.95	11.60
三重県	9.92	11.57			

- \* 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.65％）が加わり、上記表の右欄になります。
- \* 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- \* 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。